

# 鹿島市緊急経済対策 住宅改修事業費補助金 申請の手引き

受付開始：平成 23 年 4 月 1 日〔予算の範囲内で、先着順〕

市民が市内の業者によって住宅の改修工事を行う際、予算の範囲内において、経費の一部を補助金として交付します。補助金申請される方は、この手引きをよく読まれた上で申請をして下さい。

## 補助制度の概要

### 1. 補助金を受ける対象となる方

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 市民の方。
- ② 市税の滞納がない方。
- ③ 補助金申請書類の提出後に工事に着手され、平成24年3月31日までに工事を完了される方。
- ④ バリアフリー改修工事をされる方は、補助の対象となる工事が介護保険住宅改修費支給制度又は障害者制度の支給対象工事とならない方。

### 2. 補助金の対象となる住宅改修工事

次の要件をすべて満たす工事が対象となります。

- ① 市内に存する住宅（併用住宅の居住用部分を含む）に施す改修工事。
- ② 市内個人事業者、又は市内に本店を有する法人が施す改修工事。
- ③ 対象となる住宅改修工事（下表のとおり）。

| 種 別                       | 内 容  |
|---------------------------|--|
| バリアフリー改修<br>工事金額<br>1万円以上 | (1)手摺の取り付け<br>廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するもの。手摺の形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。なお、用具に該当するものは除く。<br>(2)段差の解消<br>居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修。なお、用具による段差の解消は除く。また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は除く。 |

| 種 別   | 内 容   |
|---|---|
| <p>バリアフリー改修</p> <p>工事金額<br/>1万円以上</p>             | <p>(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更<br/>居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等。</p> <p>(4)引き戸等への扉の取替え<br/>開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り換えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等を含む。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は除く。</p> <p>(5)洋式便器等への便器の取替え<br/>用具の設置は除く。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含むが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は除く。なお、非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化又は簡易水洗化の部分を除く。</p> <p>(6)その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p> <p>①手摺の取り付けのための壁の下地補強など。</p> <p>②浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事など。</p> <p>③床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備など。</p> <p>④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事など。</p> <p>⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更など。</p> |
| <p>太陽光発電システム設置</p> <p>システム設置に要する経費<br/>10万円以上</p> | <p>(1)市内の既存若しくは新築の住宅であること。</p> <p>(2)住宅の屋根等への設置に適したもので、低圧配電線と逆潮流有りて連系していること。</p> <p>(3)太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とする）が10キロワット未満であること。</p> <p>(4)補助対象経費が1キロワット当たり65万円以下（税抜き）であること。</p>  |
| <p>生活排水改善</p> <p>工事金額<br/>10万円以上</p>              | <p>(1)家庭用浄化槽設置のための便槽の撤去。</p> <p>(2)家庭用浄化槽設置のための単独浄化槽の撤去。</p> <p>(3)家庭用浄化槽設置のための洋式便器等への便器の取替え。</p> <p>(4)家庭用浄化槽設置のための給排水設備工事。</p> <p>(5)その他(1)から(4)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>   |

### 3. 補助金額

#### ① 補助金額（下表のとおり）

| 種 別         | 補助金の額（1,000円未満切捨て）   |
|-------------|--|
| バリアフリー改修    | 当該改修工事に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額（上限額：10万円）                                      |
| 太陽光発電システム設置 | 設置する太陽電池の最大出力の値（ $\text{ワット}$ 表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨て。）に30,000円を乗じて得た額（上限額：10万円） |
| 生活排水改善      | 1件当たり10万円  |

#### ② 予算総額 1,000万円

※ 補助金の交付は、1住宅につき1種別1回限りとします。

## 申請手続き

### ～ 申請から工事着工まで ～

#### 1. 補助金交付申請書の提出

必要な書類は次のとおりです。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 住民票の写し（世帯全員続柄記載のもの・申請前3ヶ月以内のもの）
- ③ 市税の滞納がない証明（申請前3ヶ月以内のもの）
- ④ 工事見積書（図面等を含む）の写し
- ⑤ 工事着工前写真
- ⑥ その他必要な書類

※ 郵送では受け付けません。市役所2階まちなみ建設課へお持ち下さい。

#### 2. 現地調査

提出された補助金交付申請書の内容確認のため、市職員が現地確認調査を行います。申請者の立会い等が必要な場合もあります。

#### 3. 補助金交付決定通知書の発送

申請の内容を審査した結果、補助金の交付要件を満たしている場合には、補助金交付決定通知書を申請者宛てに通知します。

#### 4. 改修工事の着工

補助金交付決定通知が届いてから、工事に着工して下さい。

## ～ 交付決定後に変更が生じたら ～

補助金交付決定通知書を受け取った後に、申請内容の変更や取消などが生じた場合には、速やかに補助金交付変更申請書(様式第3号)を提出して下さい。

## ～ 工事が終わったら ～

### 1. 事業完了届の提出

工事完了後、1ヶ月以内、又は当該年度の3月31日にいずれか早い日までに完了届を提出して下さい。必要な書類は次のとおりです。

- ① 事業完了届(様式第5号)
- ② 工事代金支払領収書の写し、電力受給契約のご案内の写し又は浄化槽使用開始報告書の写し
- ③ 施工管理写真(施工中及び施工後)
- ④ その他必要な書類(施工業者を証する書類等)
- ⑤ 補助金交付請求書(様式第6号)

### 2. 完了調査

提出された事業完了届の内容確認のため、市職員が現地確認調査を行います。申請者の立会い等が必要な場合もあります。

### 3. 補助金確定通知書の発送

事業完了届の内容を審査のうえ、補助金の交付要件を満たしている場合には、市から申請者へ補助金確定通知書を送付します。

### 4. 補助金の振込み

指定いただいた申請者名義の口座に補助金を振込みます。

#### お問合せ・書類等の提出先

鹿島市役所 建設環境部  
まちなみ建設課 施設管理係  
〒849-1391  
佐賀県鹿島市大字納富分 2643-1  
☎ 0954-63-3415(直通)